

施設の使用に関するきまり

東京都立三田高等学校
都立学校開放事業運営委員長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず管理指導員（通常は団体責任者の方です。）に報告し、確認を得てください。
- 2 夜間に施設を使用するときは、事前に光熱水費負担金を金融機関から納付してください。（現在本校の夜間開放は行っておりません。）
- 3 学校施設使用当日、団体責任者（通常は団体責任者の方が管理指導員です。）は「使用承認書」、「使用団体登録証」及び夜間の場合は「使用票（領収証書）」を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 4 1回の使用時間（3時間単位）は準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 5 自動車及び自転車での来校は原則禁止します。
- 6 使用を許可された施設以外（特に校舎内）への立入りは厳禁とします。
- 7 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 8 校内での営業行為及び業者の立入りは禁止します。
- 9 登録団体以外の者は校内に立ち入りできません。
- 10 各施設使用の際は、本校で指定する靴を使用してください。
（グラウンド：グラウンド用シューズ、テニスコート：テニスシューズ等）
※ テニスコートについては、土足、ヒールの堅い靴、グラウンド用シューズは使用しないでください。また、テニスコートは熱に弱い素材なので、絶対に火気を使用しないでください。グラウンドを使用する団体は、シューズでテニスコートを通過しないようにしてください。
（使用状況がよくない場合、次回以降の申込みをお断りすることがあります。）
- 11 雨天等、グラウンドコンディションが悪い場合は使用しないでください。
- 12 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 13 使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう原状回復してください。ラインを引いた場合は、使用後必ず消しておいてください。
- 14 敷地内は禁煙です。また、ゴミや空き缶は持ち帰ってください。
- 15 使用終了後に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 17 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止します。または団体の登録を取り消すこともあります。